

国土交通大臣

石井 啓一様

鳥取県中部地震に伴う
国への緊急要望書

(平成28年10月)

鳥取県

平成 28 年 10 月 21 日午後 2 時 7 分に鳥取県中部地震が発生し、倉吉市、湯梨浜町、北栄町では震度 6 弱、鳥取市、三朝町では震度 5 強を記録するなど、鳥取県中部地域を中心に、県内全域が大変強い揺れに見舞われました。

この地震は、熊本地震の本震を超える 1 4 9 4 ガルを記録する非常に激しいものであり、住民の心に深い不安や恐怖心を与えました。住家や全壊半壊こそ少ないものの、壁のひび割れ、瓦の崩落などは、目を追うごとに増え続け、数え切れないほどの被害となっています。

三朝町では、80 代の男性が行方不明となり、住民の方々が一丸となって捜索した結果、翌日の早朝に発見されました。また、県及び被災市町では、地震発生 3 日後の月曜日から、学校が避難所になっているにも関わらず、地域のご協力を得て、学校が再開することができました。

地域では、平常の生活を取り戻すため、総力を挙げて地震災害からの復旧・復興に取り組んでいるところでありますが、政府のバックアップなくして復興はなし得ません。特に、このたびの被災地域は高齢化率の高い地域でもあり、かつ財政基盤も脆弱であります。とりわけ、積雪期を前にし、生活基盤である道路や住宅の早期復旧が最優先課題でもあります。

また、被災した県中部地域のみならず、鳥取県東部、西部地域の観光地においても、宿泊のキャンセルが多数発生するなど地域経済への大きな影響が生じています。

今回の震災により生じた困難に立ち向かい、県民一丸となり地方創生の取組みを進めることにより、地域に活力を取り戻す所存であります。国におかれましては、このような状況を御賢察いただき、一日も早い地域の復興につながるよう特段の御配慮をお願いします。

平成 28 年 10 月

鳥取県知事	平井 伸治
倉吉市長	石田 耕太郎
三朝町長	吉田 秀光
湯梨浜町長	宮脇 正道
琴浦町長	山下 一郎
北栄町長	松本 昭夫

観光産業等への風評被害対策について

《提案・要望の内容》

- 10月21日に発生した鳥取県中部地震の被害を受けて、鳥取県中部のホテル・旅館等において、営業を再開した10月23日以降の予約についても宿泊キャンセル等が相次ぎ、経営に大きな打撃を与えている。
- また、ほぼ被害の無かった、東部、西部地区においても同様にキャンセルが相次いでいる。
- 鳥取県においても、「鳥取県は安全である」ことを国内外に向けて情報発信しているが、国においても日本政府観光局(JNTO)や観光関係団体による国内外でのプロモーション・鳥取観光キャンペーンを実施し、風評被害を払拭することで鳥取観光を支援するとともに、鳥取中部地震復興支援のため、高速道路料金の割引も含め、割引旅行プラン助成制度等を創設すること。

※10月21日に発生した鳥取県中部地震の被害を受けて、一時的に鳥取県中部の観光地、温泉地等に被害が発生し、営業休止等に追い込まれたが、順調に復旧しており、現時点では、一部の施設等を除いて営業ができる状態となっている。

また、東部地区、西部地区においては大きな被害はなく、地震発生直後から通常に営業等を行っている。

<参考>

1 鳥取県における宿泊施設等営業状況及びキャンセル状況（10月26日現在）

◎宿泊施設キャンセル状況

地区	休業中	キャンセル数		計
		10月21～23日	それ以降	
東部	0軒	460人	484人	944人
中部	9軒	3,664人	1,329人	4,993人
西部	0軒	2,370人	1,169人	3,539人
計		6,494	2,982人	9,476人

◎観光施設等キャンセル状況

地区	休業中	キャンセル数		計
		10月21～23日	それ以降	
東部	0軒	550人	3,451人	4,001人
中部	2軒	774人	2,912人	3,686人
西部	0軒	846人	1,192人	2,038人
計		2,170人	7,555人	9,725人

2 九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度

平成28年熊本地震により深刻な影響を受けた九州観光の風評被害を払拭するとともに、旅行需要を喚起するため、九州7県に対し、旅行プランの割引・販売費用やキャンペーン費用を助成する交付金を交付。

事業費：18,030百万円

3 県内の観光施設の写真



災害査定の円滑な執行と被災施設の復旧に係る財政支援について

《提案・要望の内容》

○県民生活の安全・安心を図るうえで早期に復旧工事が実施されることが必要であるが、復旧費を決定する災害査定が迅速かつ円滑に実施されるよう、引き続き、ご配慮をお願いしたい。

〔 災害査定が円滑に実施できるよう、降雪期の到来等を見据え、机上査定の適用など制度の柔軟な運用を行うこと。 〕

○被災した公共土木施設(道路、河川)や農地・農林業用施設(ため池、林道)、学校施設(公立学校、給食センター)等について、県民の生活再建に直結する施設であることから、早期復旧に係る財政支援をお願いしたい。

■被害発生状況

平成28年10月21日(金)午後2時7分に震度6弱を最大とする鳥取県中部を中心とした地震が発生し、道路、河川、ため池等の公共土木・農林施設災害が多数発生。

【道路被害】国道313号(北条倉吉道路)・・・沈下、クラック、段差発生 など

【河川被害】二級河川由良川水系北条川・・・護岸前傾、背後沈下 など

【農地・農業用施設被害】農地(北条砂丘)・・・液状化、池ノ谷ため池・・・堤防天端クラック など

【林道被害】栗尾線・・・切取法面崩壊 など

【教育関係】倉吉市立学校給食センター・・・天井や壁の破損など

倉吉市立西中学校・・・体育館柱脚基礎破損など



迅速な応急危険度判定及び「り災証明書」の早期交付 に向けた支援体制について

《提案・要望の内容》

- 被災者の生活再建が迅速に進むよう、応急危険度判定士に係る相互協力体制のより円滑な運営に向けた支援を行うこと。
- 被災者生活再建に必要な「り災証明書」の迅速な交付に向けて、被災市町の交付業務にかかる相互協力体制が早期に確立されるよう支援を行うこと。

<参考>

- ・平成28年10月21日に鳥取県中部を震源とする地震が発生し、多数の住宅等の損壊および破損があった。
- ・応急危険度判定については、他県からの応援をいただきながら、1週間かけて4市町約3000件の判定を行っている。
- ・早期にり災証明の発行に着手したいが、日を追うごとに住宅の損壊等に関する相談件数が増えており、今後更に増加することが見込まれ、当該被災市町職員だけでは、り災証明の発行作業が追いつかない。

